

## NEWS RELEASE

平成 28 年 4 月 8 日

各 位

会 社 名 D C M ホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員  
久 田 宗 弘  
(コード 3050 東証1部)  
問 合 せ 先 取締役執行役員総務・人事統括部長  
清 水 敏 光  
(TEL 03 - 5764 - 5211)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 5 月 27 日開催予定の第 10 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

## 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 31 条第 2 項および定款第 40 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第 31 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第 31 条 会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額とする。	(取締役の責任免除) 第 31 条 会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額とする。

## NEWS RELEASE

(監査役の責任免除)

第40条 会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額とする。

(監査役の責任免除)

第40条 会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額とする。

## 3. 日程

(1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日

平成28年5月27日(金)

(2) 定款一部変更の効力発生予定日

平成28年5月27日(金)

以上